

## 立川市子ども食堂推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、法人その他の民間団体（以下「民間団体等」という。）が子ども食堂を実施するに当たり、子ども食堂の安定的な実施及び民間団体等の地域に根差した活動を支援するとともに、子どもの健全な育成を図るため、子ども食堂の実施に要する経費の一部を補助することについて、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、子ども食堂とは、子ども及びその保護者等（親権者、法定代理人、一時的に子どもを預かっている者等をいう。以下同じ。）が気軽に立ち寄り、無料又は安価で栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組をいう。

### (補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる民間団体等（以下「補助対象団体」という。）は、子ども食堂事業を行う民間団体等であって、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。ただし、市長が適当と認めたものは、この限りでない。

- (1) 市内で子ども食堂を実施していること。
- (2) 定款又は会則を備えていること。
- (3) 市が開催し、又は関与する子ども食堂並びに子ども及び家庭の支援に関わる連絡会に年1回以上参加していること。
- (4) 市が実施する虐待の未然防止又は早期発見に係る研修その他の講習に年1回以上参加していること。
- (5) 子ども食堂を利用する子ども又は保護者等に対し、子ども及び子育て支援に係る相談窓口について周知し、及び相談に応じるとともに、必要に応じて子ども及び子育て支援に係る関係機関につなげることができる体制を整えていること。
- (6) 虐待が疑われるときその他早急な対応が必要と認められるときは、子ども家庭部子ども家庭センターに対して通告を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体又は補助対象団体の運営に携わる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 立川市暴力団排除条例（平成23年立川市条例第14号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当するもの
- (2) その他市長が適当でないとしたもの  
(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、子ども食堂に係る事業とし、子ども食堂は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 月に1回以上定期的に実施すること。
- (2) 子ども及び保護者等が10人以上参加できる規模で実施すること。
- (3) 子ども及び保護者等が立ち寄りやすい場所で実施すること。
- (4) 常時責任者を配置し、安全に配慮して実施すること。
- (5) 規模に応じて、必要な人員体制を確保すること。
- (6) 提供する食事は、原則として補助対象団体の運営者その他の従事者（以下「従事者等」という。）が直接調理した栄養バランスの良いものであること。
- (7) 食事の提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情、事業の目的等を勘案して決定したものであること。
- (8) 衛生管理及び事故防止のため、次に掲げる措置を講じていること。

ア 子ども食堂に係る事業の開始前に、当該事業の実施場所を管轄する保健所に相談し、並びに指導及び助言を求めること。

イ 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。

ウ 食事の提供を受ける者の食物アレルギーの有無を確認することとし、食物アレルギーへの対応ができない場合には、当該食事の提供を受ける者への食物アレルギーに係る情報の周知及び注意喚起を行い、健康被害防止のために適切に対応すること。

エ 食中毒の予防、感染症への対策等の衛生管理及び火災の発生防止に万全を期すること。

オ 事故発生時の対応のための保険に加入していること。

カ 事故発生時の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、従事者等に対して周知徹底を図ること。

キ 事故発生時において、速やかに市に報告すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対

象としない。

- (1) 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とする事業
  - (2) その他市長が適当ではないと認めた事業
- (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1の対象経費の欄に掲げる区分に応じ、同表の費目の欄に掲げる経費とする。ただし、補助対象団体に係る人件費及び運営費を除く。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、1月につき、40,000円と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額（子ども食堂の運営に係る収入額を含む。）を控除した額を比較して少ない方の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。この場合において、当該補助金の額として算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、子ども食堂推進事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金申請額算出表
- (3) 定款又は会則
- (4) 保険に加入していることを証する書類
- (5) 子ども食堂を運営するに当たり必要となる保健所への届出その他の手続を行ったことを証する書類
- (6) 申請団体の構成員の名簿
- (7) 申請団体の活動状況が記載された書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、子ども食堂推進事業補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により申請団体へ通知するものとする。

(交付請求)

第9条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた申請団体（以下「交付決定団体」という。）は、子ども食堂推進事業補助金交付請求書（第3号様式）により、市長が別に定める期日までに補助金を請求するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付請求があったときは、概算払により交付するものとする。

(変更申請)

第10条 交付決定団体は、交付決定の内容に変更が生じたときは、子ども食堂推進事業補助金変更交付申請書（第4号様式）により、市長が別に定める期日までに申請するものとする。

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定団体に対し、子ども食堂推進事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

3 前項の規定により変更の決定を受けた交付決定団体のうち、当該変更の決定により補助金の交付額に変更があった交付決定団体にあつては、子ども食堂推進事業補助金交付請求書により、市長が別に定める期日までに補助金を請求するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定団体は、補助対象事業を終了するとき又は交付決定を受けた日の属する年度が終了したときは、子ども食堂推進事業補助金実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 補助金確定額算出表
- (3) 子ども食堂実施状況報告書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定するとともに、子ども食堂推進事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(交付の決定の取消し)

第13条 交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 補助金を交付決定に係る用途以外の目的に使用したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第14条 前条の規定により交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の整理保管)

第15条 交付決定団体は、補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、領収書その他の関係書類を備え、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(関係書類の提出)

第16条 補助金の執行について必要があると認めるときは、交付決定団体に対し、帳簿、領収書その他関係書類の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第17条 交付決定団体は、個人情報の適正な管理に十分配慮し、補助対象事業の実施に当たって知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて従事者等に周知徹底を図るものとする。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

| 対象経費 | 費目  |
|------|---|
| 需用費  | 食材費<br>食器類、調理器具、収納用品、日用品、文具等の消耗品費<br>子ども食堂の案内用パンフレット等の印刷費 |

|          |                                  |
|----------|----------------------------------|
|          | 車両の燃料費<br>光熱水費                   |
| 役員費      | 通信費<br>郵便代<br>保険料<br>食材の運搬に係る交通費 |
| 使用料及び賃借料 | 会場の使用料<br>車両の賃借料                 |

備考 自宅、店舗等が子ども食堂の実施場所の場合であって、子ども食堂の事業としての経費を区分し難いときは、1日のうち子ども食堂を実施する時間が占める割合を算出する等の合理的な方法で算出すること。